様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

<table>
<tr><td>処　　分　　名</td><td colspan="3">占用料の還付</td></tr>
<tr><td>根　拠　法　令　名</td><td>大津市下水道条例
(昭和 43 年条例第 36 号)</td><td colspan="2">（条項）第 23 条の２第３項において準用する大津市行政財産使用料条例（昭和 46 年条例第１号）第７条第２項</td></tr>
<tr><td>基　準　法　令　名</td><td>大津市行政財産使用料条例
(昭和 46 年条例第１号)</td><td colspan="2">（条項）第７条第２項</td></tr>
<tr><td>所　管　部　署</td><td colspan="3">企業局　　下水道施設課　　業務管理グループ</td></tr>
<tr><td>標 準 処 理 期 間</td><td>20 日</td><td>法 定 処 理 期 間</td><td>－　日</td></tr>
</table>

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

［占用使用料の還付基準］

占用料の還付は、大津市下水道条例第 23 条の２第３項において準用する大津市行政財産使用料条例第７条第２項の規定によるものとする。

なお、同条ただし書きに規定する「使用者の責めによらない理由」とは、次の各号に掲げる場合を言うものとし、当該各号に定める場合には、全部又は一部を還付するものとする。

(1)　管理の都合により占用の許可を取り消した場合

(2)　天災その他使用者の責めによらない理由により占用することができなくなった場合

参　考

［根拠法令］

大津市下水道条例

（占用の許可等）

第23条の２　公共下水道の敷地又は排水施設に物件（排水設備を除く。以下「占用物件」という。）を設け、公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、公営企業管理者に申請してその許可を受けなければならない。ただし、占用物件について第22条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2　前項の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。

3　前項の占用料については、大津市行政財産使用料条例（昭和 46 年条例第１号）の例による。

［基準法令］

大津市行政財産使用料条例

（使用料の納付及び還付）

第７条　使用の許可を受けた者は、使用の許可の際その使用料を納付しなければならない。

２　既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由により使用を取り消したときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。